

事務連絡
令和4年3月4日

関係各位

佐賀県柔道協会
会長 小形 健二
(公印省略)

審判員講習会並びに指導者講習会の実施について（案内）

平素は、柔道の普及・振興に対し、多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス（オミクロン株）の感染拡大に伴い、2月に予定して延期した審判員講習会を下記の日程で行います。本県では、年に1回、審判員講習会受講の義務付けが決定しており、大会参加選手のため、審判技術の向上を図らなければならないことから、本講習会へのご参加をよろしくお願い致します。

ライセンスを取得していない方は、本講習に参加をすればCライセンス取得となります。（Cライセンス取得は、今講習の受講が必要です。）

第1回講習会（8月29日実施）参加者及びAライセンス審判員の講習料は免除となります。

なお、審判員規程の中で年に1回以上のコンプライアンス講習が義務づけられています。審判講習会終了後、コンプライアンス講習会を実施します。

また、午後からは、全日本柔道連盟科学研究部所属（2020東京オリンピックまで）の石井孝法先生による指導者講習会を実施します。最先端の選手強化の考え方や取り組み方などについて講習をしていただきます。

記

1 日 時 令和4年3月13日（日）

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 受付 | 9:00～ |
| (2) 開講式 | 9:30～ |
| (3) 審判講習会 | 9:40～11:40 |
| (4) コンプライアンス講習会 | 11:50～12:20 |
| (5) 指導者講習会 | 13:30～16:00 |

2 場 所 SAGAプラザ総合体育館 柔道場

佐賀市日の出1-21-15

Tel. 0952-32-2131

3 審判講習会

(1) 講 師 工藤文氏（全日本柔道連盟 公認S級審判員）

- (2) 講習内容
- ・国際柔道連盟試合審判規定の解説
※オリンピック開催後の改正点を含む
 - ・審判上の留意点
 - ・少年規程の改正
 - ・その他（質疑応答）

- (3) 受講者 ① 全柔連公認審判員ライセンス有資格者
② ライセンス無資格者

(4) 講習料 3,000円

4 コンプライアンス講習会

- (1) 講師 牧瀬 和也 氏 (佐賀県柔道協会コンプライアンス委員長)
(2) 講習内容 コンプライアンスについて

5 指導者講習会

- (1) 講師 石井 孝法 氏 (了徳寺大学 健康科学部 教授)
・全柔連ブランディング戦略推進特別委員会メンバー
・全日本柔道連盟科学研究部所属 (2020東京オリンピックまで)
(2) 講習内容 選手強化の考え方や取り組み方について

- 6 参加申込等 3月7日(月)までに、事務局宛に別添、様式にて報告をお願いします。
審判講習会・指導者講習会の参加の有無を必ず記入してください。
なお、コンプライアンス講習会は審判講習会に含まれます。
FAX または、メールにて報告可

FAX 番号 0952-66-1877 宮崎宅

E-mail miyasaga33427@yahoo.co.jp

- 7 その他 問合わせ等は、宮崎(090-4356-5024)までお願いします。

★ 新型コロナウイルス感染拡大によっては、再度変更または中止になる場合があります。
その際は、各支部・各部代表者に連絡いたします。

※審判員登録について【全柔連規程】

公認審判員規程第5条および第11条で定める以下の1~5の条件を全て満たしている場合のみ、審判員資格の登録が認められます。

- 1.本連盟個人登録および審判員ライセンス登録の毎年更新していること。
- 2.審判員資格が有効期間内である(認定から4年間。以降、以下の条件を満たすと4年延長)
- 3.コンプライアンス講義を年1回以上受講している
- 4.審判員研修会を2年間に1回以上受講している(Sライセンスは年1回以上)

【本県では、審判技術の向上のため、毎年1回以上の受講が義務付けられている】

- 5.4年間に1度以上試合の審判に携わっている(Sライセンスは2年間に1度以上)

となっています。来年度以降、審判員研修会の受講チェックを確認して未受講のままだと審判員登録ができないようになりますので、必ず来年度以降は受講をするようにしてください。

令和4年3月13日審判講習会・指導者講習会参加者名簿

支部・部

番号	氏名	年齢	段位	所属	審判員 ライセンス	指導者 ライセンス	参加に○を		弁当注文 (600円)
							審判員講習	指導者講習	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

☆弁当（600円）を希望される方は、弁当注文欄に○を付けてください。代金は当日徴収します。

※ 3月7日（月）までに事務局へ、ファックスまたはメールで

送信をお願いします。（FAX 番号 0952-66-1877 宮崎宅）

（メール miyasaga33427@yahoo.co.jp）